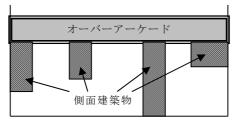
●1 側面建築物

「オーバーアーケード設置指導指針について」通知(昭和59年11月1日新指第1288号。以下「オーバーアーケード設置指導指針」という。)の側面建築物とは、道路等に面する部分の全てがオーバーアーケードに面する建築物又はその一部がオーバーアーケードに面する建築物であること。

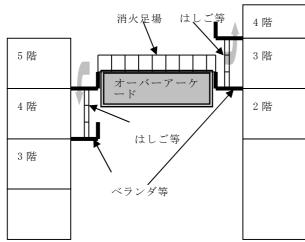


道路

●2 消防隊用進入はしご

- (1) 消火足場からの進入用のはしごは、オーバーアーケード設置指導指針 1 の『消火足場』(2)の例により側面建築物まで延長した進入用消火足場に設けること。ただし、消火足場から容易にベランダ等に進入できるものは、この限りでない。
- (2) 階高の関係で、4階部分に消火足場からの進入用のはしご等を設けることが困難な場合は、3階又は5階から当該建築物内部を経由することなく消火足場からベランダ等を介して4階に進入できるようにすること。
- (3) 上記(2)においてハッチに収納したはしごとするときは、下階からも開放でき、かつ、700mm ×700mm 以上の大きさを有する消防隊が進入に支障がないものとすること。

◇(3)平成 24 年 1 月 1 日追加



●3 スプリンクラー設備

- (1) はしご車等で、消防隊が容易に側面建築物に進入できるものには、オーバーアーケード側以外の面から容易に側面建築物に進入できるものも含まれるものであること。
- (2) 活動の拠点となるバルコニーとは、「昭和 48 年6月6日消防予第87号消防庁予防課長通知第6、3、(1)、イに示されている概ね2㎡以上の規模を有し、かつ転落防止のための措置を講じたもので、それに準ずるものとして屋外避難階段(消火足場から進入できるものに限る。以下この項同じ。)、屋上及び陸屋根も含まれるものであること。
- (3) 側面建築物であっても、施行令第 13 条第 1 項の規定に該当する部分には、スプリンクラー設備を設けないことができるものであること。

● 4 「アーケードの取扱について」の位置 付けについて ★

「アーケードの取扱について(昭和 30 年 2 月 1 日国消発第 72 号)」に基づく「オーバーアーケード設置指導指針について(昭和 59 年 11 月 1 日新消指第 1288 号)」に関して、文書の位置付けが技術的助言であり法的拘束力を有していないものであること。

◇●4平成30年1月1日追加

◆ 通知

〇 オーバーアーケード設置指導指針について

昭和59年11月1日新指第1288号

みだしのことについて、国からの通達「アーケードの取扱いについて」(昭和30年2月1日国消発第72号)及びこれまでに設置された古町7番町並びに本町6番町のオーバーアーケードの指導事項に基づき、別紙のとおり整合し、今後この指針に基づき指導することとしたので通知します。

別紙

オーバーアーケード設置指導指針

新潟市消防局

アーケード (オーバーアーケード) の取扱について (昭和30年2月1日国消発第72号) の設置基準に基づく 消防に関する設置指導指針は、次のとおりとする。

1 消火足場

オーバーアーケードの屋根には、側面建築物の消 火活動を容易にするため、道路の延長方向に沿う消 火足場(以下「縦断消火足場」という。)及び延長 方向に連絡する消火足場(以下「横断消火足場」と いう。)を設けること。

(1) 設置位置

縦断消火足場及び横断消火足場幅員は0.6メートル以上とし、横断消火足場の間隔は6メートルとすること。

ただし、横断消火足場の間隔が消火活動上支障がないと判断される場合は、この限りでない。

(2) 構造

ア 手すり

消火足場には、高さ0.8メートル以上の手すりを設けるとともに、積雪時における消火足場の位置が確認できるよう、 1.5メートル以上のポールを要所に設けること。

ただし、ポールの位置については、消火足場に積雪時の融雪対策が講じられ、又は構造的に積雪がないものは、この限りでない。

イ 材質及びすべり止め

材質は、耐久性に富み、かつ、耐食性を有するものを使用し、消火足場にはすべり止めの処置を施すこと。

ウ 消火足場上において、地上から容易にホース を引きあげられる構造とすること。

2 消防隊登はんはしご

オーバーアーケードの消火足場には消防隊が容易に到達できるよう、消防隊登はんはしごを設けること。

(1) 設置位置

消防隊登はんはしごは、固定式とし道路の延長50メートル以下ごとに設けること。

ただし、街区又は水利の状況により消防活動上 支障がないときは、その一部を緩和することがで きる。

(2) 構造

ア 縦棒及び横桟

縦棒の間隔は、内法寸法30センチメートル以上50センチメートル以下とし、横桟は縦棒に同一間隔に取付けられたもので、かつ、当該間隔は、25センチメートル以上35センチメートル以

◇ オーバーアーケード

下であること。

イ 材質

耐久性に富み、かつ、耐食性を有すること。

(3) 標識

消防隊登はんはしごには、見やすい箇所に標識を設けること。

3 連結送水管

オーバーアーケードには、消防隊がすみやかに消 火活動が行われる連結送水管を設けること。

(1) 設置位置

ア 送水口

送水口(双口形)は、地盤面から高さ0.5メートル以上1メートル以下とし、道路の延長50メートル以下ごとに消防ポンプ自動車が容易に接近することができる箇所に設けること。

イ 放水口

放水口(双口形)は、縦断消火足場面から高さ0.5メートル以上1メートル以下とし、設置間隔は25メートル以下ごとに設けること。

(2) 構造

ア 送水口

送水口の結合金具は差込式のものとし、その構造は消防用ホースに使用する差込式の結合金具の技術上の規格を定める省例(平成4年自治省令第2号以下「省令第2号」という。)に規定する呼称65の受け口に適合するものであること。

イ 放水口

放水口の結合金具は差込式のものとし、その構造は省令第2号に規定する呼称65の差し口に適合するものとし、それに差込式の媒介金具(65受け口×50差し口)を取付けておくこと。

ウ 配管

配管は専用とし、その内径は100ミリメートル 以上とするとともに、消防法施行規則第12条第1 項第6号の規定に基づき設けること。

工 標識

送水口及び放水口には、消防法施行規則に基づく標識を見やすい箇所に設けること。

4 コンセント設備および投光器

消火活動を容易にするため、コンセント設備及び 投光器を設けること。

(1) コンセント設備

ア 設置位置

コンセント設備は、縦断消火足場に沿い35メートル以下ごとに設けること。

イ 構造

電気工作物に係る法令の規定に基づき設けること。

(2) 投光器

ア 設置位置

投光器は縦断消火足場に沿い70メートル以下ごとに設け、格納箱に収納しておくこと。

イ 構造

投光器は、100V 500W以上とし、接続コードは35メートル以上のものを設けること。

5 排煙装置

火災発生の際、オーバーアーケード内に滞留する 煙を有効に排煙するため、屋根面の面積の5分の2以 上を地上から簡便、かつ、確実に開放しうる装置を 設けること。

6 非常警報設備

火災発生の際、区域内にいる者に周知させるため、 非常警報設備を設けること。

(1) 設置位置

オーバーアーケード内側面建築物に沿い50メートル以下ごとに設けること。

(2) 構造

消防法施行令第24条及び同法施行規則第25条の2に基づき設けること。

7 消防隊用進入はしご

4階建以上の側面建築物には、消防活動を容易にするため、消防隊が消火足場から側面建築物の4階に進

入できる固定はしごを設けること。

8 スプリンクラー設備

オーバーアーケードに面する5階建以上の側面建築物には、全階に消防法令に規定するスプリンクラー設備を設けること。

ただし、前記5の基準による開放部分を活用し、は しご車等で消防隊が容易に側面建築物に進入できる もの、又は前記7の消防隊用進入はしごを延長し、各 階に活動の拠点となるバルコニーを設けた場合につ いては、この限りでない。

9 維持管理

オーバーアーケードを設置した関係者の中から、防火責任者を定め、施設の維持管理に努めるとともに、火災等の災害が発生した場合の通報、避難に関する協力体制の確保に努めること。

10 点検及び報告

消防法第17条の3の3の規定による点検を実施し、 維持管理を努めるとともに、その結果を3年に1回消 防署長に報告するものとすること。

11 その他

- (1) この指針に基づき指導を行なう際、オーバーア ーケードの位置、構造、規模等の状況から、この 指導指針によりがたい場合は関係機関と協議の上 指導するものとする。
- (2) 現に存するオーバーアーケードで、この指針に そぐわない部分は従前の指導事項によるものとする。
- (3) この指針は、昭和59年11月1日から運用するものとする。